

○議長（吉田敏郎）

日程第３、議案第３６号 開成町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。コンビニエンスストア等でのマイナンバーカードを使用した印鑑登録証明書交付サービスの開始、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴う印鑑登録証明書への旧氏の記載、印鑑登録証明書の性別に関する記載の削除を行いたいので、開成町印鑑条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

町民サービス部長。

○町民サービス部長（鳥海仁史）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第３６号 開成町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町印鑑条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和元年９月３日提出、開成町長、府川裕一。

今回の条例の改正の概要でございますが、提案理由にもありましたように、本町において、１０月１日より開始いたします、コンビニエンスストアでの印鑑証明書の交付に関するものと、また、条例中の男女の別の表記に関して、近年、性の多様性について徐々に社会的な認識が進んできており、性的少数者への配慮から、条例中の男女の別に関する項目を削除すること等に関するもの。

また、本年７月１７日に公布され、１１月５日から施行されます住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令の施行により、旧氏の記載に関するもの、そのほか法律及び政令の改正に伴い、文言を整理する。こちらの内容について今回提案させていただきます。

それでは、１ページおめくりください。条例案でございます。

開成町条例第 号 開成町印鑑条例の一部を改正する条例。

開成町印鑑条例（昭和５３年開成町条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後を中心に御説明させていただきます。

まず第２条、登録資格等は、文言の整理となつてございます。第４条、印登録印鑑の不受理でございます。旧氏の記載の追加に伴い、登録しようとする印鑑について、要件を具備していない場合、これを不受理とするものでございます。

第5条でございます。登録申請の確認になります。第2項において申請者御本人が印鑑登録をしようとした場合で、写真付きの官公署発行の身分証明書等を所持していない場合、この場合、従前ですと本町町民で印鑑登録している方の保証書を提示する必要がございましたが、他市町村の住民でも当該市町村の発行する印鑑証明書を添付することで印鑑登録申請の保証人となれるよう改定するものでございます。

1ページおめくりいただきまして、第6条になります。第6条、印鑑登録原票でございます。住民基本台帳施行令の一部改正による国の印鑑登録証明事務取扱要領が改正されまして、文言整理及び旧氏の記載が行われたことによる修正となっております。また、改正前の男女の別に関する項目を削除し、これに伴い生じました以下の項目を繰りあげるものでございます。

続きまして、第9条になります。第9条、印鑑登録証の再交付申請は、「毀損」の文字が常用漢字とされたための文言整理でございます。

第11条、印鑑登録証明書の交付申請です。第1項では、原則的な取り扱いを規定しておりますが、第2項では、コンビニエンスストアで証明書の交付申請案件について記載したもので、ここに出てきております多機能端末とは、コンビニエンスストアに設置されている、チケット販売等に使用されている機器を指してございます。

第12条、印鑑登録証明書の交付申請の不受理でございます。第11条でコンビニエンスストアでの交付について規定したことを受けて、文言の追加及び文言の整理をしてございます。

第13条、印鑑登録証明書の交付でございます。第1項で文言の整理を、第2項では交付する証明書の出力装置について記載したものでございます。

第16条、印鑑登録原票の抹消の規定でございます。旧氏の記載を追加しております。

第18条、申請・届出の方式でございます。コンビニエンスストアでの交付申請を除き、申請・届出は書面でしなければならないとしております。

附則でございます。この条例は令和元年10月1日から施行する。ただし、改正された政令の施行日によりまして、第2条の改正規定、第4条の改正規定、第6条の改正規定、第13条の改正規定及び第16条の改正規定は、令和元年11月5日から施行するとしているものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

では、ちょっと質問させていただきます。まず今年度10月1日からの施行ということになりますけれど、これをするによって、合計どのくらいのコストがかかるのかというのが、甚だ気になるところです。当初予算では、予算書によると2

70万を計上しておりますけれども、これでまず足りるのかどうかということと。あと毎年決算の時には、住民票やら印鑑登録証明書の発行件数が何部あったかということが報告されていますけれども、今回これをすることによって、今年度中にどのくらいの発行件数を見込んでいるのか、分かれば教えていただきたい。さらにコンビニにある程度の手数料を払ったりすると思うのですが、これも1件当たりでも、合計でも良いのですけれど、どのくらいのコストを見込んでいるのかを教えてください。

○議長（吉田敏郎）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

それでは、議員の御質問にお答えいたします。御質問は3点であったと思います。まずコンビニ交付、10月1日からはじまることに関しまして、かかる費用でございます。内容としましては、今年度に関しましては、整備費ということでイニシャルコストもかかります。そういったものも含めまして、運営、保守、利用料、そういったものも含めまして、予算では275万5千円ということで計上してございます。現在、その予算の中で執行ができるという予定でございます。

それから二つ目の御質問でございます。発行の件数、見込みでございますが、今年度からということで、どのくらいというのがなかなか見込めないところでもございましたが、近隣の先にやっている市町村に聞いたところ、4%から5%くらいではないかというようなお話もありましたので、実際、住民票の写しと印鑑登録証明書の発行を10月1日から予定してございますが、こちら年間で1万3千ほど発行を毎年しているところがございますので、その半分の6千5百、半分に対してまたさらに5%掛けた、325件ほどを予定というか、概算で見teございます。その程度ではないかということで、予算上も計上してございます。

それから、3点目の手数料ということでございますが、コンビニ交付に当たりまして、各コンビニの事業者様にも、1件当たりいくらというような手数料を払う契約となります。このものがコンビニ交付の全体の運営をしております、地方公共団体情報システム機構のほうからきました、委託手数料ということで示されている金額が、10月から1件117円ということとなってございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第３６号 開成町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて、
原案に賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決しました。